

要旨

本稿では、児童手当・子ども手当といった育児支援政策が子供に関する財に使われているかどうか分析を行った。子育て支援に関する現金給付政策は子どものいる世帯の可処分所得を事実上増加させるが内閣府が公表している「次代の社会を担う子ども 1 人ひとりの育ちを社会全体で応援する」・「子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる」という目的通り児童手当・子ども手当が使用されているかどうか実際の効果について検証するのは困難である。

そこで本稿では児童手当・子ども手当における消費の効果を見るため、総務省統計局が調査・公表している「家計調査」より都道府県県庁所在都市月別の「二人以上の世帯」の支出のデータを、大人消費財・子供消費財に分類し回帰分析を行なった。子供消費財・大人消費財とは家計調査の項目から子供に関係する財と大人に関係する財に細かく分類し支出金額合計したものをいう。

結果として、児童手当・子ども手当が給付されると大人に関する財への消費が増加傾向にあり、子どもに関する財への消費が減少傾向にあることが分かった。子ども手当にはラベリング効果がないということが言える。